

オリムピック・スタッフ都賀ゴルフコース ゴルフ場利用約款

(約款の適用)

第1条 当ゴルフ場を利用される方は、当倶楽部細則等による外、この約款に従ってご利用いただきます。

(利用契約の成立)

第2条 当ゴルフ場でプレーしようとする方は、当日フロントで所定の名簿に署名してください。それにより当倶楽部は、署名者の施設利用をお引き受けすることになります。

(利用者の申込)

第3条 プレーの申込は、2ヶ月前の1日からとなります。氏名、予約日およびスタート希望時刻等を明示して申込んでください。

(利用の拒絶)

第4条 当ゴルフ場は、次の場合には利用をお断りすることがあります。

1. 満員で、スタート時刻に余裕がないとき。
2. 天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
3. 利用者が公の秩序または善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められたとき。
4. 暴力団等反社会的勢力に所属していると認められるとき。
5. 暴力団等反社会的勢力を同伴または紹介により入場させたとき。
6. 粗野な振舞い等、他のお客様に不快な思いをさせる行為等や当ゴルフ場の業務遂行に支障をきたす行為等があった場合。
7. 法人でその役員のうちに暴力団等反社会的勢力に属する者がいるとき。
8. その他の理由により、当ゴルフ場を利用することが好ましくないとき。

(休業日、開場時間)

第5条 当ゴルフ場の各施設の休業日と開場時間は、当ゴルフ場の定めるところによります。ただし臨時に変更することがあります。

(利用継続の拒絶)

第6条 当ゴルフ場は、次の場合には利用の継続をお断りすることがあります。

1. 当ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとき。
2. 公の秩序または善良の風俗に反する行為があったとき。
3. 天災その他やむを得ない事情により施設の利用ができないとき。
4. その他この約款に違反したとき。

(金銭その他貴重品)

第7条 金銭その他貴重品については、フロントにお預けください。

(ロッカー)

第8条 ロッカーは、キーロックになっておりますが、盗難についての責任は負いかねますので、ロッカー内には貴重品や高価品を入れないようにしてください。

(携帯品、自動車、小口輸送品等)

第9条 携帯品や駐車場の自動車については、責任を負いかねます。また事前に送られて来るゴルフ道具、バッグ、賞品等についても同様とします。

(プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第10条 ゴルフは危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、スロープレーに陥らぬよう、またキャディのアドバイス如何にかかわらず自己の責任でプレーしていただきます。

(ティグラウンドにおける素振り)

第11条 素振りは、ティマーク内の打席または特に指定された場所以外ではしないでください。プレーヤーはみだりにティグラウンドに立ち入らないでください。

(飛距離の確認)

第12条 後続組の打者は、キャディのアドバイス如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して打球し、先行組に打ち込まないよう打球してください。

(打者の前方に出ないこと)

第13条 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないでください。

(隣接ホールへの打込み)

第14条 隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛方向については適切に判断し、慎重に打球してください。隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけて打球してください。

(退避、退避場所)

第15条 後続組に打球させるときは、先行組のプレーヤーは、後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避してください。

(ホールアウト後の退去)

第16条 ホールアウトした場合には、直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んでください。

(雷鳴の場合)

第17条 雷鳴があった場合には、直ちにプレーを中止し、退避場所等安全と思われる場所に退避してください。

(乗用カートの使用)

第18条 乗用カートの使用は、走行場所、出入口、コース内看板等の指示を必ず守り、運転は慎重に行ってください。係員の指示、場内表示物（徐行・停止等）に従わず発生した事故、追突事故・転落事故の原因となる脇見運転、または無謀な運転、操作ミスにより発生した事故は全てプレーヤーの責任となります。

(火気使用の禁止)

第19条 コース内やクラブハウス内の火気使用は、所定場所以外は厳禁します。たばこの吸殻は必ずよく消して灰皿にお入れください。

(違背の場合の責任)

第20条 利用者が第10条、第11条、第12条、第14条および第18条に違背し、第三者に損害等の事故を発生させた場合ならびに第10条、第11条、第13条、第15条、第16条、第17条および第18条に違背し、自ら損害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

(プレー終了後のクラブの確認)

第21条 利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し、間違いがないか慎重に確認してください。確認後は、クラブの不足、疵瑕等について当ゴルフ場は責任を負いません。

(施設に損害を与えた場合)

第22条 利用者に故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を支払っていただきます。

(施設内への持込品)

第23条 施設内次のものを持ち込むことは、お断りします。

1. 銃砲刀剣類。
2. 動物（ペット類）。
3. 発火、爆発の恐れがあるもの。
4. 著しく悪臭を放つもの。
5. 騒音を発するもの。

(行為の禁止)

第24条 施設内での次の行為は、お断りします。

1. 利用者以外のコース内立入り。(特に許可する場合は除きます。)
2. とばく、その他風紀をみだす行為。
3. 物品販売、宣伝広告等の行為。
4. 他人に迷惑を及ぼしまたは不快感を与える行為。

付則 このゴルフ場利用約款は、平成20年8月9日から実施します。

オリムピック・スタッフ都賀ゴルフコース

乗用カート利用約款

(約款の目的)

第1条 この約款はオリムピック・カントリークラブ（以下、当コースという）の乗用カート（以下、カートという）の利用に対する基準を定め、施設利用者及び施設就業者等の安全並びに施設の保全を図り、かつ施設利用の充実を期することを目的とします。

(約款の遵守)

第2条 乗用カートの運転者（以下、運転者という）及び当該カートの同乗者（以下、同乗者とし、運転者及び同乗者を総称して利用者という）はカート利用に関し、この約款に遵守する義務を負います。

(運転等の制限)

第3条 1. カートは、ゴルフ場施設外で利用・運行することはできません。
2. 利用者は係員のカート利用に関する指示に従ってください。
3. カートは、係員の案内の指示のあるときを除き、カート道以外では利用・運行することはできません。

(運転者の資格)

第4条 運転者は、普通自動車運転免許を有する方に限ります。次の事由にある方は、運転者となることができません。

1. 運転免許に条件が付されている場合には当該条件を満たしていない方。
2. 酩酊、その他の事由により正常な運転が困難な方。
3. 免許停止、紛失等により運転免許資格を所持していない方。

(運転者の責任)

第5条 1. 運転者は、当該カートの責任者となります。
2. 運行責任者はカート運行を支配し、事故防止責任を負います。
3. カート運転者が交代する場合には、運転責任者の変更となることを認識して、利用者間の協議及び責任においてこれを行ってください。
4. カートの停止、同乗者の乗降、その他カート運行に関する事項は、運転者の判断と責任においてこれを行い、同乗者はカートの運行に関し、運転者の指示に従ってください。

(安全運転義務)

第6条 運転者は、カートの運行に際し当該カートの装置を確実に操作し、周囲の状況に応じて、他の人身に対する危害、当該カートに対する損傷あるいは施設に対する損傷を及ぼさないような速度と方法により当該カートを実行してください。

(運転中の注意)

第7条 運転者は、カートの運転に際して次の事項を遵守してください。

1. 走行開始の際の注意事項
 - ・ 運転の開始に際しては、必ずブレーキ、その他の装置が正常に作動することを確認してください。
 - ・ 発進は、必ず他の利用者が着席したことを確認した上で行ってください。
2. 走行の際の注意事項
 - ・ カート用道路の走行に際し、走行方等（走行方向、走行速度、一旦停止等）の表示があるときは、これに従って運転してください。
 - ・ 起伏のある場所、上下勾配の場所、曲折した場所、付近に転落等の危険を伴う場所を通行する場合は、あらかじめ減速の上、低速で走行し、かつ必要に応じて他の利用者に声を掛けるなどして注意を促してください。
3. 停車等の際の注意事項
 - ・ カートは、斜面その他の不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性のある場所には停車または駐車させないでください。
 - ・ カートの利用を終了する場合（ハーフ休憩を含む）は、必ず係員の指示に従い、駐車してください。
4. 運転者は、カートの運転に関して前項の定めのほか、歩経路及びカート道を道路とみなして、道路交通法に定める運転方法及び通行方法に準拠してこれを行ってください。

(同乗者の注意事項)

第8条 同乗者は、カートの利用に際し次の事項を遵守してください。

1. カートの走行用装置（駆動、ハンドル、停止、駐車装置等）には、手を触れないでください。
2. カートが発進する際、あるいはカートが起伏のある場合、上下勾配の場所、曲折した場所、付近に転落等の危険を伴う場所を走行する際は、必ずカートの把持部分につかまってください。
3. カートの走行中は、カートから身体、衣服、用具等がはみ出さないよう留意してください。
4. カート乗降は、カートが必ず停車してから行ってください。
5. カートへの乗車は、カートの定員を守ってください。

(貴重品及び携帯品等の責任)

第9条 ゴルフ用品を含む携帯品の管理は自己責任となります。破損、紛失、盗難等が発生した場合、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

(利用の中止等)

第10条 利用者に次の事由がある場合は、当該利用者につき運転を禁止し、カート利用を中止、あるいは施設利用を中止していただくことがあります。

1. 運転者に運転の資格のないことが判明したとき。
2. 利用者に本約款、その他規則等に反する行為があったとき。

(事故の場合の責任等)

第11条 1. 運転者がカートの運転に関して、故意または過失により人身に危害を及ぼし、あるいは施設（カート、その他の施設内物品を含む）に損害を及ぼす事故（以下、カート事故という）を起こした場合は、被害者に対し当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。
2. 同乗者の故意または過失によりカート事故が生じ、またはカート事故を誘発した場合は、当該カートの態様に応じて運転者と連帯あるいは単独で、被害者に対し当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。
3. 同乗者がカート事故の被害者となった場合、当該同乗者に本約款に反する行為があった場合は、事情に従い、運転者に対する損害賠償請求の全部または一部が、過失相殺により免責されることがあります。
4. 当コースは、カート事故による人的、物的損害について一切その責任を負いません。

(信義則)

第12条 本約款に定めのない事項は、ゴルフプレーの精神に限り、信義、確実の原則に従って解決されるものとします。

(改定)

第13条 本約款は必要に応じて予告なく改定することがあります。